私立幼稚園等教育支援体制整備事業費補助金交付要綱

第１　趣旨

知事は、幼児教育の質の向上等のため、教育支援体制の整備を行う学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法人にあっては、幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和 31 年静岡県規則第 47 号）及びこの要綱の定めるところによる。

第２　定義

１　この要綱において、「認定こども園等」とは、私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園のうち、同法第３条第２項第１号又は第４項第１号の基準を満たす認定こども園をいう。）及び学校法人又は社会福祉法人の設置する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）をいう。

２　この要綱において、「認定こども園の認可等」とは、認定こども園法第３条及び第 17 条で定める認定こども園の認可若しくは認定又は子ども・子育て支援法（平成 24 年８月 22 日法律第 65 号）第 27 条に定める施設型給付費の支給に係る施設としての確認等をいう。

第３　補助の対象及び補助率（額）

別表のとおりとする。

第４　交付の申請

(1)　提出書類　各１部

ア　交付申請書（様式第１号）

イ　申請額内訳書（様式第２号）

ウ　事業計画書（様式第３号）

(2)　提出期限

別に定める日まで

第５　交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1)　次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア　補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ　補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の 20 パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4)　知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6)　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならないこと。

第６　変更の承認申請

提出書類　各１部

ア　変更承認申請書（様式第４号）

イ　変更事業計画書（様式第３号）

第７　実績報告

(1)　提出書類　各１部

ア　実績報告書（様式第５号）

イ　精算額内訳書（様式第６号）

ウ　事業実績書（様式第３号）

(2)　提出期限

事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の４月 10 日のいずれか早い日まで

第８　請求の手続

(1)　提出書類　１部

請求書（様式第７号）

(2)　提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過した日まで

第９　消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1)　交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2)　実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3)　消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第８号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附　則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、令和２年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、令和３年３月２日から施行し、令和３年１月１日から適用する。

附　則

この改正は、令和３年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、令和４年３月22日から施行し、令和３年12月１日から適用する。

附　則

１　この改正は、令和５年３月３日から施行し、令和４年12月１日から適用する。

２　第９の規定については、令和４年度分の補助金から適用する。

３　この改正の施行前に旧要綱の規定により交付の決定のあった補助金については、なお従前の例による。

附　則

この改正は、令和５年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、令和６年１月 29 日から施行し、令和５年 12 月１日から適用する。

附　則

この改正は、令和６年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象		補助対象者	補助率	補助対象 限度額
事業区分	経費			
幼児教育の質の向上のための 緊急環境整備	遊具、運動用具、教具、保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費	学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。）	幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園 ２分の１以内 上記以外の幼稚園 ３分の１以内	１施設当たり 2,000千円
認定こども園等の業務体制への支援 (認定こども園等への円滑な移行のための準備支援)	認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等	学校法人（認定こども園の認可等を受けていない施設を有する法人に限る。）	２分の１以内	１施設当たり 1,600千円
認定こども園等の業務体制への支援 (補助員等配置による園務の平準化支援)	登園時等における担任教員等の業務を補助するために新たに配置した補助員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等	施設型給付を受ける幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）	２分の１以内	１施設当たり 225千円
幼児教育の質の向上のための ＩＣＴ化支援	指導要録等の教育に係る資料の電子化に必要な情報システムの導入経費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等 また、資料の電子化を行うために必要となるパソコン・タブレット等の備品、付属品や消耗品の購入費	学校法人（幼稚園、幼稚園型認定こども園又は幼保連携型認定こども園を設置する法人に限る。）	２分の１以内	１施設当たり 1,000千円（６学級以下） 1,500千円（７学級以上）

注）　本補助金の対象経費は他の補助金等の対象経費と重複してはならない

様式第１号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

私立幼稚園等教育支援体制整備事業費補助金交付申請書

第　　号
年　月　日

静岡県知事　氏　　名　　様

所在地
名　称
代表者

　　年度において私立幼稚園等教育支援体制整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額　　円

（補助金所要額）　（補助金に係る消費税仕入控除税額等）　（補助金額）

円　－　　円　＝　　円

口座振替先　金融機関名
支店名
口座種別　　普通・当座
口座番号
口座名義人（カナ）

（注）　以下の項目についても記載すること。
責任者　職・氏名
作成者　職・氏名

様式第2号（用紙　日本産業規格A4縦型）

申請額内訳書

1　幼稚園名　　（　　）

2　申請額内訳

（単位：円）

事業区分	総事業費 A	補助対象外の経費 B	差引額（A－B） C	補助対象限度額 D	補助対象事業費 〔CとDを比較して低い額〕 E	補助率 F	補助金所要額 （千円未満切捨て） G(E×F)	補助金に係る消費税仕入控除税額等 H	補助金額（G－H） I
幼児教育の質の向上のための緊急環境整備									
認定こども園等への円滑な移行のための準備支援									
補助員等配置による園務の平準化支援									
幼児教育の質の向上のためのICT化支援									

注）1　この申請額内訳書は幼稚園ごとに作成すること。

様式第3号（用紙　日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

園名（　　）

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

番号	内容（品名）	数量	総事業費（円）	うち補助対象事業費（円）	納入（予定）年月日	支出（予定）年月日
1						
2						
3						
4						
合計			0	0		

注）　1　この事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）は幼稚園ごとに作成すること。
　　2　変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号（用紙　日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

園名（　　）

2 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

子ども・子育て支援新制度 移行後の施設類型	（　　）　幼保連携型認定こども園 （　　）　幼稚園型認定こども園 （　　）　施設型給付を受ける幼稚園

雇用等の形態	（　　）　本事業の対象となる業務に専任 （　　）　他の業務と兼任 （　　）　外部委託

番号	雇用者氏名又は 委託業者名	雇用期間又は 委託期間	総事業費（円）	うち補助対象 事業費（円）
1				
2				
合計				

注）　1　この事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）は幼稚園ごとに作成すること。
　　2　変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号（用紙　日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

園名（　　）

3　補助員等配置による園務の平準化支援

雇用等の形態	（　　）　交付決定年度に新たに配置
	（　　）　本事業の対象となる業務に専任 （　　）　他の業務と兼任 （　　）　外部委託

番号	雇用者氏名又は 委託業者名	雇用期間又は 委託期間	総事業費（円）	うち補助対象 事業費（円）
1				
2				
合計				

注）　1　この事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）は幼稚園ごとに作成すること。
　　2　変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号（用紙　日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

園名（　　）

4 幼児教育の質の向上のためのICT化支援

経費区分	総事業費（円）	うち補助対象事業費（円）
システム導入費		
備品購入費		
合計		

（学級数）	
・原則、申請年度の前年度の学校基本調査で回答した学級数を記載すること ・3号児を含める場合にはQ&A記載の算定方法を参照すること	

（事業の目的）
・ICT機器やシステムをどのような目的で導入するのか具体的に記載すること なお、単に機器の更新等で完結する内容は認められない

（期待される効果等）
・上記「事業の目的」により、どのような効果が期待されるのか具体的に記載すること なお、整備することが目的化しないよう留意すること

注）　1　この事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）は幼稚園ごとに作成すること。
　　2　変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第４号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

私立幼稚園等教育支援体制整備事業計画変更承認申請書

第　　号
年　　月　　日

静岡県知事　　氏　　名　様

所在地
名　称
代表者　　氏　　名

　　年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付の決定を受けた私立幼稚園等教育支援体制整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

１　計画変更の理由

２　変更の内容

（注）　以下の項目についても記載すること。
　責任者 職・氏名
　作成者 職・氏名

様式第５号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

実　績　報　告　書

第　　号
年　　月　　日

静岡県知事　氏　　名　様

所在地
名　称
代表者　氏　　名

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付の決定を受けた私立幼稚園等教育支援体制整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注）　以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第6号（用紙　日本産業規格A4縦型）

精算額内訳書

1　幼稚園名　　（　　）

2　精算額内訳

（単位：円）

事業区分	総事業費 A	補助対象外の経費 B	差引額（A－B） C	補助対象限度額 D	補助対象事業費 〔CとDを比較して低い額〕 E	補助率 F	補助金所要額 （千円未満切捨て） G（E×F）	補助金に係る消費税仕入控除税額等 H	差引額（G－H） I	交　付決定額 J	補助金額 〔IとJを比較して低い額〕 K
幼児教育の質の向上のための緊急環境整備											
認定こども園等への円滑な移行のための準備支援											
補助員等配置による園務の平準化支援											
幼児教育の質の向上のためのICT支援											

注）1　この精算額内訳書は幼稚園ごとに作成すること。

様式第７号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

請　　求　　書

金　　円

ただし、　　年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付の確定を受けた私立幼稚園等教育支援体制整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年　　月　　日

静岡県知事　　氏　　名　　様

所在地
名　称
代表者　　氏　　名

（注）　以下の項目についても記載すること。
　　責任者 職・氏名
　　作成者 職・氏名

様式第８号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第　　号
年　月　日

静岡県知事　氏　　名　様

所在地
名　称
代表者　　氏　　名

　　年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付の決定を受けた私立幼稚園等教育支援体制整備事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

１　補助金の確定額（　　年　月　日付け　　第　　号による額の確定通知額）
　金　　円

２　補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等
　金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等
　金　　円

４　補助金返還相当額（３の額から２の額を差し引いた額）
　金　　円

注）　以下の項目についても記載すること。
　責任者　職・氏名
　作成者　職・氏名